

(案)

## 消費者政策会議関係委員会議の開催について

平成 16 年 9 月 10 日  
消費者政策会議会長決定  
平成 18 年 3 月 14 日一部改正  
平成 24 年 7 月 20 日一部改正

- 1 . 消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策会議の所掌事務のうち特定事項に関する審議等を機動的に行うため、消費者政策会議関係委員会議（以下「関係委員会議」という。）を開催する。
- 2 . 関係委員会議は、内閣官房長官が主宰し、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 11 条の 2 の規定により置かれた特命担当大臣及び特定事項に関する関係委員の出席を求めて開催する。
- 3 . 関係委員会議の庶務は、消費者庁消費者政策課において処理する。
- 4 . 前各項に定めるもののほか、関係委員会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主宰者が定める。